

令和8年度の 国民健康保険税の改定

国民健康保険(国保)は、都と市区町村が共同で運営しています。病気やけがをした時に安心して医療が受けられるように、皆さんで助け合う制度です。今年度から子ども・子育て支援金分が創設され、子どもや子育て世代を全世代・全経済主体が支える新しい仕組みとして、医療保険と合わせてご負担いただくこととなります。

※令和8年度の納税通知書は、国保の被保険者のいる世帯主に、7月上旬から中旬までに送付します。

▽国保税率などの改定内容

●令和8年度の国保税率など：
医療分、支援金分、介護分の税率は据え置き。子ども・子育て支援金分を創設(表1のとおり)

●軽減判定基準額：低所得世帯の負担の緩和(表2のとおり)

※子ども・子育て支援金分の均等割は、18歳未満の被保険者は全額軽減されます。

▽医療費の適正化 市では、医療費の適正化に向けて、健康づくり施策の充実、レセプト点検の強化、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進などに取り組んでいます。また、国保に加入する皆さんが、健康増進のため、特定健診などを積極的に受診し、健康状態の把握や生活習慣の改善に努めていただくことも大切です。これらのことは、医療費の自己負担が減るだけでなく、全体の医療費が減少し、国保税の増額を抑えることにもつながります。持続可能なで安定した国保の事業運営のため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

表1 国保税率など

区分	医療分	支援金分	介護分	子ども分
所得割	6.28%	2.37%	2.23%	0.30%
均等割	33,000円	12,300円	14,700円	2,000円
課税限度額	67万円	26万円	17万円	3万円

表2 軽減判定基準額

軽減割合	合計所得金額
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
5割	43万円+31万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割	43万円+57万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

令和8年度の 国民年金保険料は、 月額1万7920円です

一定期間分の保険料をまとめて前払い(前納)することで、表のとおり保険料が割引されお得です。

※1年前納納付書と6か月前納納付書は、4月上旬に届く納付書に同封されています。

※2年前納を希望する場合は、申し込んでください。

国民年金保険料は スマートフォンや パソコンで納付できます

保険料は、金融機関窓口などで納付する方法のほか、納付書を使って電子納付(Pay-easy)やスマートフォン決済アプリで、納付することもできます。

▽対象の決済アプリ AEON Pay、auPAY、d払い、PayB(PayBと提携している金融機関の決済アプリを含む)、PayPay、楽天ペイ

●保険年金課年金係
●ねんきん加入者ダイヤル(☎0570・003・004)

▽問合せ

表 納付方法による割引額の比較(令和8年度)

納付方法		年間の納付保険料	毎月納付と比較した割引額	納付期限
毎月納付(通常)	4月分~翌年3月分(1か月ごと)	215,040円(17,920円×12回)	—	翌月末日
6か月前納	4月分~9月分 10月分~翌年3月分	213,300円(106,650円×2回)	1,740円(870円×2回)	4月末日 10月末日
1年前納	4月分~翌年3月分	211,220円	3,820円	4月末日
2年前納	4月分~翌々年3月分	418,510円	16,010円	4月末日

※2年前納は、令和8年度の保険料(月額17,920円)、令和9年度の保険料(月額18,290円)をもとにした金額です。

国民健康保険加入者の皆さんに温泉施設の割引利用券のご案内



東京都国民健康保険団体連合会では、国保加入者が利用できる温泉施設割引利用券を配付しています。

▽対象施設等 表のとおり

▽配布場所 保険年金課、五日出張所、増戸連絡所(横川観光ファインプラザ内、火曜・木曜・金曜日の午前9時から午後5時まで)

▽持ち物 国民健康保険の資格がわかるもの(資格情報のお知らせ、資格確認書等)

▽配布枚数 1回につき1世帯2枚(1枚で3人まで利用可)

※2回目以降も在庫がある限り配付できますが、手元にある利用券を使用してからお越しください。

▽その他 秋川溪谷瀬音の湯で実施している市民割引との併用はできません。

表 利用できる温泉施設と割引料金

施設名	秋川溪谷瀬音の湯	檜原温泉センター数馬の湯	奥多摩温泉もえぎの湯	生涯青春の湯つるつる温泉
電話番号	☎595-2614	☎598-6789	☎0428-82-7770	☎597-1126
料金	大人※	200円割引	250円割引	200円割引
	小学生	200円割引	200円割引	100円割引

※中学生以上から大人料金です。また、他の割引と併用はできません。詳しくは、各施設に直接お問い合わせください。

▽問合せ 保険年金課国民健康保険係 用はできません。

市税のキャッシュレス納付は「eLQR」をご利用ください

納付書のバーコード読み取りによるキャッシュレス納付は、3月31日で終了しました。コンビニエンスストアなどの店頭では、引き続きバーコードを利用して納付することができ、キャッシュレス納付する場合は、納付書に印字された二次元コード[eLQR]をご利用ください。

- 対象 (普通徴収)
●市民税・都民税・森林環境税
●固定資産税・都市計画税



SMS(ショートメッセージサービス)での納税催告を始めます

納期限を過ぎても市税の納付が確認できない方に対して、携帯電話やスマートフォンにメッセージを送信します。未納の場合は速やかに納付してください。

●軽自動車税(種別割)
●国民健康保険税
▽問合せ 徴税課徴税係(直通558・1689)

●SMS(ショートメッセージサービス)での納税催告を始めます

●メッセージへの返信はできません。

●氏名や納税額などの個人情報には記載しません。

●ATM操作や特定の金融機関への振込を指示することはありません。

●既に納付済みでも行き違いで届く場合があります。ご了承ください。

●メッセージに心当たりのない方は、お問い合わせください。

▽問合せ 徴税課徴税係(直通558・1689)

4月1日から合併処理浄化槽の設置に伴う補助金額の限度額を変更します

市では、河川などの水環境を保全するため、合併処理浄化槽の新規設置及び切替に対して、費用の一部を補助しています(要件あり)。詳しくは、お問い合わせください。

- ▽変更点 表のとおり
- ▽問合せ 生活排水対策課浄化槽担当

処理水を放流する場合・地下浸透させる場合(限度額)		
補助項目	補助金額(これまで)	補助金額(変更後)
既存単独処理浄化槽撤去費補助金	120,000円	150,000円
既存くみ取り槽撤去費補助金	90,000円	120,000円
宅内配管工事費	300,000円	330,000円
既存合併処理浄化槽撤去費補助金(新設)	項目なし	150,000円

地区担当保健師にご相談ください



ご自身やご家族、お知り合いの方のことで、身体や心の健康、生活のしづらさなどでお困りの場合は、地区担当保健師が寄り添いながら相談に応じます。

また、介護、障害、子育て、生活困窮などの各分野の狭間で支援が届いていない方や、複雑な課題を抱える世帯に対して、地区担当保健師が調整役となり、複数の部署や専門機関が連携して支援する重層的支援体制整備事業を今年度から実施します。お気軽にご相談ください。

▽問合せ 福祉総務課保健福祉支援係(直通518・7075)

市ホームページ

